

中国税務速報

2015年6月22日

1. 現物出資に係る企業所得税に関連する徴収管理問題に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は2015年5月8日付けで『非貨幣性資産の投資に係る企業所得税に関連する徴収管理問題に関する公告』（国家税務総局公告2015年第33号）を公布しました。

本公告によると、健全な財務体制により作成された財務諸表をもって経営状況を反映する内国法人が非貨幣性資産により対外投資して認識した非貨幣性資産に係る譲渡所得は、非貨幣性資産譲渡収入を認識した事業年度から連続5事業年度を超えない期間内において、均等に各事業年度に配分し、規定に従い企業所得税を計算納付することができます。また、非貨幣性資産に係る譲渡所得の繰延認識期間における毎年の企業所得税の確定申告の際にその関連別表を提出しなければなりません。

なお、関連者間による現物出資行為については、投資契約が発効後12カ月以内に持分変更登記手続きが完了していない場合には、投資契約が発効した時に非貨幣性資産譲渡収入の実現を認識するとみなされます。

本現物出資行為が、財政(2014)116号、財政(2009)59号及び財政(2014)109号の関連規定に定められた特殊税務処理要件を同時に満たした場合には、いずれかの一方を選択することができますが、一旦選択したら変更してはなりません。

本公告は、2014年12月期以降の確定申告に適用されます。2013年12月期以前の税務処理していない現物出資については、財政(2014)116号と本公告定められた要件を満たした場合には、本公告に従い施行することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609048/content.html>

2. 企業の給与及び従業員福利費等の支出の損金算入問題に関する国家税務総局の公告

国家税務総局は2015年5月8日付けで『企業の給与及び従業員福利費等の支出の損金算入問題に関する公告』（国家税務総局公告2015年第34号）を公布しました。

企業の給与規程に従い、常時給与とともに支給される福利厚生的な諸手当が、国税函(2009)3号に規定する合理的な給与に該当する場合には、給与として損金算入が認められます。

なお、上述した合理的な給与に該当しない福利厚生的な諸手当は、従業員福利厚生費とし、給与総額の14%を超えない部分を損金算入限度額とすることができます。

企業が確定申告終了前に支払った、未払計上していた給与については、確定申告対象事業年度において損金算入とすることができます。

企業が労務派遣を受入れたことで実際に発生した費用については、契約の定めに従い直接派遣会社に支払うものは、労務費として支出しなければならず、直接被派遣者に支払うものについては、給与及び従業員福利厚生費として支出しなければなりません。そのうち、給与に帰属する部分については、給与総額に算入し、その他の諸関連費用の損金算入を計算する根拠とすることができます。

本公告は2014年12月期以降の確定申告に適用されます。本公告施行前に税務処理をしていない事項については、本公告の規定に従い施行することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1609299/content.html>

3. 資産(持分)移転に係る企業所得税の徴収管理問題に関する公告

国家税務総局は2015年5月27日付で『資産(持分)の移転に係る企業所得税の徴収管理問題に関する公告』(国家税務総局公告2015年第40号)を公布しました。

本公告は、100%直接支配による内国法人間及び同一または同等複数の内国法人100%支配による内国法人間の簿価による持分あるいは資産の移転について、4つの取引行為を想定し、持分または資産譲渡所得を認識せず、課税の繰延べを適用すると同時に、徴収管理のプロセスを簡略化することを明確にしました。4つの取引行為は次の通りです。

- (一) 100%直接支配の親子間において、親会社の子会社に対し簿価でその保有する持分または資産を移転し、親会社の子会社から100%持分の支払いを受ける場合には、親会社は長期持分投資として計上し、子会社は投資の受入れ(資本剰余金を含む。以下同様。)として計上します。親会社の子会社持分取得に係る課税標準は、移転する持分または資産の元課税標準で認識します。
- (二) 100%直接支配の親子間において、親会社の子会社に対し簿価でその保有する持分または資産を移転し、親会社がいかなる持分または非持分による支払も受けていない場合には、親会社は払込資本と相殺する会計処理(資本準備金を含む。以下同様。)を行い、子会社は投資の受入れとして会計処理を行います。
- (三) 100%直接支配の親子間において、子会社が親会社に対し簿価でその保有する持分または資産を移転し、子会社がいかなる持分又は非持分の支払いを受けていない場合には、親会社は投資の回収、或いは投資の受入れとして会計処理を行い、子会社は払込資本と相殺する会計処理を行います。親会社は、移転された持分または資産の元課税標準に応じて、その保有する子会社持分の課税標準を減額しなければなりません。
- (四) 同一または同等複数の親会社子が100%直接支配している子会社との間において、親会社による指示の下で、一方の子会社が他方の子会社へ簿価でその保有する持分または資産を移転し、転出側がいかなる持分または非持分による支払いを受けていない場合には、転出側は株主資本と相殺する会計処理を行い、転入側は投資の受入れとして会計処理を行います。

本公告は2014年12月期以降の確定申告に適用されます。本公告施行前に税務処理をしていない持分、資産の移転については、『企業再編の促進に関連する企業所得税の取扱い問題に関する財政部及び国家税務総局の通知』(財税(2014)109号)第三条及び本公告に定められた要件を満たした場合には、本公告に従い施行することができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1653005/content.html>

4. ハイテク認定法人の従業員教育経費の損金算入政策に関する通知

財政部及び国家税務総局は2015年6月9日付で『ハイテク法人の従業員教育経費の損金算入政策に関する通知』(財税(2015)63号)を公布しました。

本通知の規定によると、ハイテク法人に発生した従業員教育経費に係る支出は、その給与総額の8%(一般法人の場合:2.5%)を超えない部分については、損金算入が認められ、かつ8%を超える部分については、翌期以降繰越損金算入もできます。なお、本通知でいうハイテク法人とは、中国国内に登録され、健全な財務体制により作成された財務諸表をもって経営状況を反映し、かつ認定を受けているハイテク法人を指します。

本通知は 2015 年 1 月 1 日より施行されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150611_1255937.html

5. 1) 中国(広東)自由貿易試験に関連する輸入税収政策に関する通知

財政部、税関総署及び国家税務総局は 2015 年 5 月 20 日付けで『中国(広東)自由貿易試験区に関連する輸入税収政策に関する通知』(財関税(2015)19 号)を公布しました。

2) 中国(天津)自由貿易試験に関連する輸入税収政策に関する通知

財政部、税関総署及び国家税務総局は 2015 年 5 月 20 日付けで『中国(天津)自由貿易試験区に関連する輸入税収政策に関する通知』(財関税(2015)21 号)を公布しました。

3) 中国(福建)自由貿易試験に関連する輸入税収政策に関する通知

財政部、税関総署及び国家税務総局は 2015 年 5 月 20 日付けで『中国(福建)自由貿易試験区に関連する輸入税収政策に関する通知』(財関税(2015)22 号)を公布しました。

上記 3 つの通知により、中国(上海)自由貿易試験区にて既に試行されている輸入税収政策を、原則上上記自由貿易試験区で引続き試行することができます。選択的関税徴収政策が自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域において試行されます。貨物輸出入税収政策を厳格に実行する前提の下で、自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域において保税展示取引プラットフォームを設立することが許可されます。有効的な監督管理を確保する前提の下で、自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域において貨物実施状態分類監督管理モデルの確立を模索します。自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域における実施範囲及び税収政策適用範囲は変わりません。シンセン前海深港現代サービス業協力区、珠海横琴、平潭総合実験区の税収優遇政策は、自由貿易区内の他の区域には適用されません。

本通知は自由貿易試験区が正式に成立した日から施行されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150608_1253553.html

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150608_1253551.html

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201506/t20150608_1253549.html